

＜2019年年間一時金第3回団交報告＞

夏季分について妥結を表明しました。

6月11日(火)、東京本社にて、2019年年間一時金第3回団交を開催しました。

【一時金（夏季分）について】

一時金（夏季分）について新たな回答を求めましたが、上乘せ回答はありませんでした。

JMITU支部は、①連合労組が早々に妥結している、②支給時期が迫っていることから、異議を留めて妥結を表明しました。

【正社員と非正規社員の待遇差を解消する要求について】

再雇用社員に対する住宅手当と家族手当の支給について、「会社は継続して世間動向を注視し、検討を継続しており、秋闘にて回答したいと考えております」と回答するなど、前進面がありました。しかし、全体としては不十分なものです。秋季闘争で継続して協議することを確認しました。

＜解説＞

労働契約法第20条によって「不合理な待遇差」は禁止されています。さらに2020年4月（中小企業は2021年4月）に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、「同一労働同一賃金ガイドライン」も適用となります。したがって、パートタイムや再雇用社員の労働条件について、「不合理な待遇差」でないと会社は説明する義務があります。具体的には、

①再雇用社員に住宅手当と家族手当が支給されていないこと。

②一時金の支給月数が（正社員に対して）、パートタイムが55%、再雇用社員が60%であること。

③再雇用社員の基本給が、定年退職時の55～60%であること。

秋季闘争で、改めて会社と協議し、労働条件の改善を目指します。